

可搬型階段昇降機安全指導員資格認定申請方法のご案内

可搬型階段昇降機安全指導員資格申請は、オンラインでの受付となります。

福祉用具プランナー情報システム（以下、情報システム）
(<http://www6.techno-aids.or.jp/>) マイページから申請してください。

情報システムを初めてご利用の方は、テクノエイド試験研修部（fukyu@techno-aids.or.jp）宛、①件名：可搬型階段昇降機安全指導員資格申請について、②本文：お名前、メールアドレス、TEL を記載のうえ、メール送信してください。

折り返し、情報システムにログインするための ID、パスワードをお送りいたします。

1. 可搬型階段昇降機安全指導員の認定条件

テクノエイド協会（以下、「協会」という。）は、次の（１）～（４）全ての条件を満たした方からの申請に対し、可搬型階段昇降機安全指導員（以下、「安全指導員」という。）として資格認定を行います。

安全指導員の資格証を所持していないと、可搬型階段昇降機の操作指導はできません。

- （１）現在、指定福祉用具貸与事業者にて福祉用具専門相談員として在宅で利用者に接し、選定・適合業務（事務・消毒・搬出入のみの業務担当者を除く）に２年以上従事していること
- （２）「車いすの取扱い並びに移乗介助が安全かつ適切に行えるレベルであること」として、次の①～⑥の資格保有者または研修修了者であること
 - ①福祉用具プランナー
 - ②福祉用具選定士
 - ③リフトリーダー養成研修
 - ④介護職員初任者研修
 - ⑤一般社団法人全国福祉用具人材育成協会（旧：可搬型階段昇降機安全推進連絡会）等が主催する実技形式での車いす取扱いおよび移乗介助に関する研修
 - ⑥介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、旧ホームヘルパー２級以上の資格保有者
- （３）可搬型階段昇降機安全指導員講習（機種別講習）修了証書が交付されていること
機種別講習を修了した機種のみ操作指導が可能となります。
また、機種別講習修了証書の有効期限は、交付日より２年以内です。
有効期限が過ぎた場合は、再度機種別講習の受講が必要となります。
- （４）可搬型階段昇降機安全指導員講習（基礎講習）修了証書が交付されていること

2. 安全指導員の資格認定申請手続き方法

(1) オンラインによる手続きとなります。

- ①情報システム (<https://www6.techno-aids.or.jp/>) にログインします。
- ②マイページの可搬型階段昇降機安全指導員資格認定申請のところに表示される「認定を申請する」ボタンをクリックします。
- ③画面に従い、資格認定申請を行います。

(2) 提出書類

下記①～⑤の画像データを、ファイル添付してください。

- ① 機種別講習修了証書（交付から2年以内のもの）
- ② 実務経歴証明書→様式PDFはマイページにあります。
- ③ 「福祉用具専門相談員としての条件」を証明する書類
- ④ 「車いすの取り扱い並びに移乗介助が安全かつ適切に行えるレベルであること」を証明する書類
- ⑤ 安全指導員資格証用顔写真
カラー、無帽、正面、頭部全体が写っているもの
撮影から6ヶ月以内のもの
※スナップ写真、背景が写っている写真は不可

(3) 認定手数料

申請内容承認後、認定手数料お振込みのご案内がメールにて送信されます。

認定手数料：3,200円（税込み）

※事前にお振込みにならないようお願い申し上げます。

(4) 資格証の発行

毎月5日までに申請された方には、当月末に資格証を交付します。

ただし、ご入金後の発送となります。

3. 安全指導員資格取得後、取扱い機種を追加する場合

(1) オンラインによる手続きとなります。

- ①情報システム (<https://www6.techno-aids.or.jp/>) にログインします。
- ②マイページの可搬型階段昇降機安全指導員資格認定申請のところに表示される「認定を申請する」ボタンをクリックします。
- ③画面に従い、取扱い機種追加申請を行います。

(2) 提出書類

下記の①および②の画像データを、ファイル添付してください。

①追加する機種別講習修了証書（交付から2年以内のもの）

②安全指導員資格証用顔写真

カラー、無帽、正面、頭部全体が写っているもの

撮影から6ヶ月以内のもの

※スナップ写真、背景が写っている写真は不可

(3) 追加機種認定手数料

取扱い機種追加申請内容承認後、追加機種認定手数料お振込みのご案内がメールにて送信されます。

追加機種認定手数料：1,200円（税込み）

※事前にお振込みにならないようお願い申し上げます。

(4) 資格証の発行

毎月5日までに申請された方には、当月末に資格証を交付します。

ただし、ご入金後の発送となります。

【問合せ先】

公益財団法人テクノエイド協会 試験研修部

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1

セントラルプラザ4階

TEL 03-3266-6884 FAX 03-3266-6885

E-mail fukyu@techno-aids.or.jp